

三次市教育委員会議案第 65 号

みよしまちづくりセンター設置及び管理条例施行規則等を廃止する規則案を次のように提出する。

平成 27 年 3 月 26 日

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) みよしまちづくりセンター設置及び管理条例施行規則（平成 24 年三次市教育委員会規則第 2 号）
- (2) 三次市スポーツ推進委員に関する規則（平成 16 年三次市教育委員会規則第 31 号）
- (3) 三次市体育施設設置及び管理条例施行規則（平成 16 年三次市教育委員会規則第 32 号）
- (4) 三次市営水泳プール設置及び管理条例施行規則（平成 16 年三次市教育委員会規則第 33 号）
- (5) 三次市 B & G 海洋センター設置及び管理条例施行規則（平成 16 年三次市教育委員会規則第 34 号）

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する